

証券コード 9127
2021年6月7日

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目2番16号
玉井商船株式会社
代表取締役社長 佐野展雄

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時20分）
※ 昨年は新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、連結決算作業が遅延した為、2020年7月29日に定時株主総会を開催いたしました。本年より例年どおり6月中に開催いたします。
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階 ホール4C
TKPガーデンシティPREMIUM田町

【新型コロナウイルス感染拡大防止に関する株主の皆様へのお願い】

- ・ 本年も昨年に引き続き、可能な限り会場への来場をお控えいただき、書面により事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願いいたします。
- ・ ご来場の株主様におかれましては、マスクの持参と着用、アルコール消毒液の使用等につき、ご協力をお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第112期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第112期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 議案** 取締役7名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合があります。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tamaiship.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
従って、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に上記の当社ウェブサイトを開示いたしました。
 - ◎ お土産の配布は行いません。

《新型コロナウイルス感染拡大防止に関する当社の対応》

1. 本年も昨年に引き続き、会場の座席の間隔を広めに取って設置する予定です。座席数に限りがありますので、ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
2. 体調がすぐれないとお見受けする株主様は、ご入場をお断りする場合がございます。また、途中でご退場をお願いする場合もございます。
3. 飲料の提供は行いません。
4. 会場受付付近で、アルコール消毒液を配備いたします。
5. 登壇役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応いたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 ^さ佐 ^の野 ^{のぶ}展 ^お雄 （1949年8月27日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1974年 5月 当社入社
9,100株	1992年 2月 当社 海務部長
	1995年 6月 当社 取締役海務部長
取締役会出席状況(出席率)	2005年 4月 当社 常務取締役海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長
11回/11回 (100%)	2008年 2月 当社 常務取締役総務部・経理部管掌、海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長
	2010年 6月 当社 専務取締役経理部管掌、総務部・海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長
	2013年 4月 当社 代表取締役社長（現任）
	2015年 6月 当社 内航営業部担当（現任）

取締役候補者とした理由等

1995年に当社取締役に就任し、海務・内航営業部門担当、内航タンカー安全管理室長を経て、2013年より社長として当社グループの経営を牽引しております。当社における豊富な業務経験と、海運業の経営全般及び船舶における豊富な知見を有しており、また経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

2 木原

ゆたか
豊

(1952年11月1日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

6,600株

取締役会出席状況(出席率)

11回/11回
(100%)

1975年 4月 当社入社
2005年 4月 当社 経理部長
2010年 6月 当社 取締役経理部長
2013年 4月 当社 取締役総務部担当、経理部長
2015年 4月 当社 取締役総務部長兼経理部長
2015年 6月 当社 常務取締役総務部長兼経理部長、内部統制室長 (現任)

(重要な兼職の状況)

T.S. Central Shipping Co.,Ltd. 取締役社長

取締役候補者とした理由等

入社以来、当社及び当社子会社における経理・財務全般に携わった後、2015年より常務取締役として総務部長兼経理部長・内部統制室長を務めております。管理部門全般の統括責任者として豊富な業務経験、知見を有しており、また経営の重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

3 清崎哲也

(1952年9月16日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

5,800株

取締役会出席状況(出席率)

11回/11回
(100%)

1973年 10月 当社入社
2005年 4月 当社 海務部長
2012年 6月 当社 取締役海務部長
2013年 4月 当社 取締役海務部長、内航タンカー安全管理室長 (現任)

(重要な兼職の状況)

大四マリン株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由等

入社以来16年間船舶職員としての乗船履歴を有し、陸上勤務後もその経歴を生かして船舶の海上安全、船舶の労務管理・教育等を担う海務部長を務め、2012年より取締役海務部長、その後内航タンカー安全管理室長も兼務し海務全般を統括しております。船舶・船員管理における豊富な業務経験、実績、知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

4 ^{かわ}川 ^な名 ^{つとむ}勉 (1953年3月20日生) 再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1976年 9月 当社入社
11,400株	2005年 4月 当社 外航2部長
	2012年 6月 当社 取締役外航2部長
	2014年 4月 当社 取締役外航営業部長 (現任)

取締役会出席状況(出席率)

11回/11回
(100%)

取締役候補者とした理由等

入社以来12年間船舶職員としての乗船履歴を有し、陸上勤務後もその経歴を生かして当社の主要事業である外航営業部の部長を務め、2012年より取締役として外航営業部門を統括しております。外航船事業における豊富な業務経験、実績、知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

5 ^{おか}岡 ^{もと}本 ^{やす}泰 ^{のり}憲 (1957年4月7日生) 再任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1980年 4月 日本軽金属株式会社入社
—	2008年 6月 同社 執行役員
	2012年 6月 同社 常務執行役員
	2012年 10月 日本軽金属ホールディングス株式会社 執行役員
取締役会出席状況(出席率)	2013年 6月 同社 取締役、人事・総務・経理統括室長 (現任)
11回/11回 (100%)	日本軽金属株式会社 取締役 (現任)
	2014年 6月 同社 専務執行役員
	2018年 6月 日本軽金属ホールディングス株式会社 社長全般補佐 (現任)
在任年数	当社 社外取締役 (現任)
3年	2020年 6月 日本軽金属株式会社 副社長執行役員 (現任)

(重要な兼職の状況)

日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役
日本軽金属株式会社 取締役副社長執行役員
東洋アルミニウム株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社の株主である日本軽金属株式会社の取締役副社長執行役員であり、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また、企業経営に関する豊富な業務経験、実績、知見を有し、当社取締役会の審議において適宜助言や提言をいただいておりますことから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、社外取締役として、経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。

6 ^{まつ}松 ^ば葉 ^{とし}俊 ^{ひろ}博 (1962年10月13日生)

新任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

—

1985年 4月 日軽化工株式会社（現日本軽金属株式会社）入社
2009年 1月 日本軽金属株式会社 化成品事業部海外業務部長
2013年 6月 同社 化成品事業部管理部長 兼務
2015年 10月 同社 清水工場長
2017年 6月 同社 執行役員化成品事業部長（現職）

(重要な兼職の状況)

日本軽金属株式会社 執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社の株主である日本軽金属株式会社の執行役員化成品事業部長であり、同社の化成品事業に携われた頃より当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また、企業経営に関する豊富な業務経験、実績、知見を有しており、社外取締役として、経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただけることを期待し、新たに社外取締役候補者としております。

7 ^{たま}玉 ^い井 ^{ひろし}裕 (1961年9月1日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

800株

2011年 4月 新神戸ドック株式会社 代表取締役社長（現任）
2014年 6月 当社 社外監査役
2017年 6月 当社 社外取締役（現任）

取締役会出席状況(出席率)

11回／11回
(100%)

(重要な兼職の状況)

新神戸ドック株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

在任年数

4年

当社社外監査役を経て、2017年6月より社外取締役に就任し、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また、船舶修繕業の経営者として豊富な業務経験、実績、知見を有し、当社取締役会の審議において適宜助言や提言をいただいておりますことから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、社外取締役として、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 岡本泰憲氏、松葉俊博氏及び玉井 裕氏は、社外取締役候補者であります。
2. 候補者岡本泰憲氏は、日本軽金属株式会社の取締役副社長執行役員を兼務、松葉俊博氏は同社執行役員を兼務しており、当社と同社との間に、水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者岡本泰憲氏及び玉井 裕氏は、既に当社との間で当該責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、この責任限定契約を継続する予定であります。また、新任社外取締役候補者松葉俊博氏が選任された場合、同内容の契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合において、その職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金400万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。なお各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約の更新を予定しております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。
5. その他特記事項について
- 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実につきましては、以下のとおりであります。
- 社外取締役候補者岡本泰憲氏は、2013年6月に日本軽金属株式会社の取締役に就任し現在に至っておりますが、その在任中の2021年5月、同社名古屋工場のアルミ板製品の一部について、JISの規定と異なる方法で試験を実施したにもかかわらず製品にJISマークを付して出荷していた等の不適切行為により、同社名古屋工場のJIS認証の取消しを受けました。

以上

事 業 報 告 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当第4四半期連結会計期間における世界経済は、第3四半期から引き続き新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による影響を受けた戦後最大級の経済危機からの回復の最中にあり、世界中で感染拡大を阻止しその影響から脱却・回復する努力を継続中ではありますが、徐々にワクチン接種の浸透、ウィズコロナ、アフターコロナに向けた各国の経済対策により、世界経済は当初の想定より早く最悪期を脱出してリバウンドが進行中であり、未だ将来に対する不安は拭いきれないものの、海運市況に関しては堅調な回復を継続しております。先進国についても米国においては新政権の1.9兆ドルの景気刺激策、英国もBREXITの移行期間が終わり新しいEU内貿易、経済形態の確立による経済の進展があり、新興市場国と発展途上国に関しても、中国経済は政府の指導による内需刺激策、国内インフラ整備政策等による力強く継続的な発展の途上にあり、その他ロシア、ブラジル、ASEAN諸国に関しても、コロナ禍のリバウンドも含めて経済は堅調に回復・進展しています。一方でわが国の経済も新型コロナウイルス感染症の拡大により大幅に悪化した経済が、進捗状況は他の先進国と比較して遅いがワクチン接種が開始され、中国の自動車産業の活況等による明るい話題もあり、徐々に回復してきています。

このような世界経済情勢のもと、外航ドライバルクの海運市況は、昨年前半に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界経済の悪化による貿易量の減少に伴い大幅に悪化しましたが、第3四半期は例年並みに回復し、さらに第4四半期に関しては中国を中心とした新興国の経済の堅調な発展やワクチン接種等による経済のリバウンドに伴う貿易量の拡大もあり、更には今年のバルカーの竣工量が過去と比較して少ないと見込まれるため今後のマーケット展開もより堅調なものとなることが予想されます。ただし、今回のような新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、戦後最大級の経済危機の復興途上にあり、今後の世界の感染状況の進展によっては、上記のシナリオよりも世界経済の悪化が継続・拡大するおそれもあり、今後の様々なリスクに対応するための対策も必要とされています。

以上のような状況下、安全と顧客へのサービスを第一に、市況リスク並びに運航リスク、さらには環境負荷の軽減に全社で努力を傾注すると共に、太平洋と大西洋を結ぶトランスオーシャン輸送に経営資源を投入し、付加価値を高めつつ、安全且つ経済的、効率的な輸送と配船に努め、新規カーゴには定期用船も交えて、新しい荷物の獲得に鋭意努力し、市況の変化に柔軟に対応して今後の更なるネットワークの拡大発展を図ります。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、4,723百万円（対前連結会計年度比△433百万円、8.4%減）、営業損失12百万円（前連結会計年度243百万円の営業損失）となりました。

営業外収益89百万円、営業外費用161百万円を加減し、経常損失は83百万円（前連結会計年度319百万円の経常損失）、特別利益として固定資産売却益など292百万円、特別損失として減損損失など348百万円を計上しました結果、税金等調整前当期純損失は139百万円となり、法人税等、非支配株主に帰属する当期純利益を加減して、親会社株主に帰属する当期純損失は83百万円（前連結会計年度707百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

① 外航海運業

支配船舶による北米からの輸入穀物、南米からの水酸化アルミ、中東からのジブサムや海外向けのスラグの輸送を行い、運航採算の向上に努めるとともに、一部支配船舶の短期貸船により安定収益の確保を図りました。

営業収益は、新型コロナウイルス感染症の影響で日本から海外向けの貨物が減少し運賃が大幅に減少したものの、他社への貸船を増加した結果、3,826百万円（対前連結会計年度比△383百万円、9.1%減）となりました。営業利益面は、他社への貸船が増加したため運航費が大幅に減少し、また、2020年11月に海外売船した「NIKKEI VERDE」の特別修繕引当金の戻入により船費が減少した結果、360百万円の営業利益（同181百万円、101.8%増）となりました。

② 内航海運業

定期用船1隻（2020年12月に1隻用船解除）による水酸化アルミなどの輸送を行い、安全輸送と効率配船に努めるとともに、所有船2隻（2021年2月に「第21いづみ丸」竣工）に加え他社船1隻の定期貸船により安定収益の確保を図りました。また、船員を他社へ融通し派遣業収入を得ました。

営業収益は、内航ドライバルク部門において、新型コロナウイルス感染症の影響で輸送量が減少し運賃が減少した一方、所有船1隻に加え他社船1隻を新たに定期貸船したことにより貸船料が増加しました。内航海運業全体で営業収益は、796百万円（対前連結会計年度比△12百万円、1.6%減）となりました。営業利益面では、支配船舶が増加したため船費が増加したものの、内航ドライバルク部門での輸送量の減少に伴い運航費が減少した結果、営業費用全体が減少し、11百万円の営業損失（前連結会計年度11百万円の営業損失）となりました。

③ 不動産賃貸業

不動産賃貸業においては、新型コロナウイルス感染症の影響で賃料減額に応じ、また、一部の賃貸不動産を売却した結果、営業収益は、100百万円（対前連結会計年度比△37百万円、27.0%減）、営業利益は27百万円（同△29百万円、51.7%減）となりました。

（営業利益は配賦不能営業費用（389百万円）控除前のものです。）

当連結会計年度

（百万円）

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合計	消去又は全社	連結
営業収益	3,826	796	100	4,723	—	4,723
営業利益又は 営業損失（△）	360	△11	27	376	(389)	△12

前連結会計年度

（百万円）

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合計	消去又は全社	連結
営業収益	4,210	808	137	5,156	—	5,156
営業利益又は 営業損失（△）	178	△11	57	224	(467)	△243

(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、1,195百万円であり、主として当社の2021年2月に竣工した新造船「第二十一いづみ丸」の建造代金及び連結子会社の資本的支出であります。

② 資金調達

当連結会計年度において、1,451百万円借り入れており、主として当社の新造船建造資金及び短期運転資金であります。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	5,011	5,488	5,156	4,723
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△純損失) (百万円)	△10	888	△707	△83
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	△5.53	460.06	△366.30	△43.40
純 資 産 (百万円)	4,590	5,427	4,579	4,627

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2017年度の期首から当該株式併合が行われたと仮定して各期の「1株当たり当期純利益 (△純損失)」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2017年度 第109期	2018年度 第110期	2019年度 第111期	2020年度 第112期 (当期)
営 業 収 益 (百万円)	4,868	5,282	4,927	4,471
当期純利益 (△純損失) (百万円)	49	203	△336	10
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	25.79	105.22	△174.21	5.42
純 資 産 (百万円)	2,632	2,786	2,309	2,428

(注1) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2017年度の期首から当該株式併合が行われたと仮定して各期の「1株当たり当期純利益 (△純損失)」を算定しております。

(注2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する外航ドライバルク市況は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きく変動しています。このような状況下、当社グループといたしましてはコスト競争力のある船舶を市場に投入することで収益基盤を確立する必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社グループとしましては、以下の課題に取り組んでまいります。

① 収入基盤の安定化と拡大

主要設備である、4隻の外航船舶を中心に、スラグなどの往航貨物の獲得に努力することによって、営業収益の多くの部分を占める、復航貨物である南米から日本向けの水酸化アルミニウム輸送や主に北米から日本向けの穀物輸送の採算向上を図るため、輸送契約の長期的、安定的な確保と、新しい貨物の獲得に努力いたします。

② 継続企業の前提に関する重要事項等

当社グループでは、当連結会計年度において継続して営業損失及び経常損失を計上しています。また、返済期日が1年内の借入金(1,908,524千円)は手元資金(491,311千円)に比して多額と当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在していると判断しています。

当社グループは、この状況を解消し又は改善すべく、以下の対応策を推進し、収支の改善と財務体質の強化に取り組めます。

a. 収益構造の改革に向けた対応策

(外航海運事業)

当連結会計年度の前半に関しては、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大による貿易量の減少等により海運市況の悪化をもたらしました。しかし、当連結会計年度後半は持ち直し、2月後半から季節的な石炭需要の増加、経済のリバウンド、船舶と貨物の需給バランスの改善等により回復しております。

当社グループは、このような海運市況の回復を好機と捉えて主要貨物の運賃交渉を実施しています。また、効率的な配船を実施できる往航貨物の確保に向けての交渉を更に強化して参ります。

(内航海運事業)

一般貨物船部門において、定期用船している貨物船1隻の収益性を改善するため、運賃単価の値上げ交渉を行うとともに、燃料油価格の上昇による運航コストの増加に対応すべくバンカーサーチャージを設定するよう努めます。

タンカー部門においては、保有するタンカー1隻及び2021年2月に竣工した液化ガスばら積船それぞれに係る船費見直しを着実にまいります。

b. 費用削減対応策

船費については、安全運航と環境保全を中心とした船舶の整備を基本とし、各船舶の船用品費、入渠費用を含めた船舶修繕費等の節減に努めます。一般管理費については、出張費及び交際費の大幅な削減等を行います。

c. 財政状態の改善対応策

返済期日が1年内の借入金の一部については、返済スケジュールの変更を引続き協議しています。

しかし、上述の対応によっても今後の事業の状況や金融機関との協議の状況によっては今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループの営んでいる主要な事業は、内外航船舶をもって海上の貨物輸送を行い、運賃収入、貸船料、運航手数料等の収益を得ることを目的とする海運業及び賃貸用不動産を所有し賃貸する不動産賃貸業であります。

(6) 当連結会計年度の末日における主要な営業所及び船舶並びに従業員の状況

① 主要な営業所及び船舶

当社

本社 東京都港区芝浦三丁目2番16号

子会社

名 称	所 在 地	事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	リベリア国モンロビア市	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	東京都港区	内 航 船 舶 貸 渡 業
本 山 パ イ ン ク レ ス ト 株 式 会 社	神戸市中央区	不 動 産 賃 貸 業

当社グループが所有する船舶

船 名	船 種	総トン数 (トン)	重量トン数 (キロトン)	主要航路
ZEN-NOH GRAIN PEGASUS	撒 積 運 搬 船	30,619	54,958	北 米 / 日 本
N I K K E I S I R I U S	撒 積 運 搬 船	29,829	51,658	ブ ラ ジ ル / 日 本
N I K K E I P R O G R E S S O	撒 積 運 搬 船	29,829	51,658	ブ ラ ジ ル / 日 本
T R E S F E L I C E S	撒 積 運 搬 船	31,440	55,810	北 米 / 日 本
第 二 鶴 玉 丸	内 航 油 送 船	3,767	5,600	国 内 沿 海
第 二 十 一 い づ み 丸	液 化 ガ ス ば ら 積 船	748	963	近 海 (非 国 際)

(注) 上記以外に、当期末現在、他社から長期定期用船している内航貨物船が1隻あります。

② 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員数

区 分	従業員数 (人)	前期末比増減 (人)
陸 上 従 業 員	13 [1]	— [—]
海 上 従 業 員	44 [—]	△2 [—]
合 計	57 [1]	△2 [—]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は、[] 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員及び外航海運業における外国人船員は含めておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	千円 2,770	% 100.0	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	30,000	100.0	内 航 船 舶 貸 渡 業
本 山 パ イ ン ク レ ス ト 株 式 会 社	70,000	78.9 (3.9)	不 動 産 賃 貸 業

(注) 出資比率欄の()内は、間接所有比率を内数で表示しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入残高 (千円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,185,145
独 立 行 政 法 人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構	1,664,611
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	384,900
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	216,829
株 式 会 社 り そ な 銀 行	147,500
株 式 会 社 み な と 銀 行	111,829
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	105,000

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

剰余金の配当の基本方針としましては、変動の激しい海運市況の下落に備えるため、また、将来の事業展開に備えるため、財務体質強化を図る必要があると考えており、そのため内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施すべきと認識しております。

当期の期末配当金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当社グループの業績においても少なからず影響を受け、今後の見通しも不透明な状況となっていること及び当期の業績等を鑑み、財務体質の改善を図ることが優先であると判断し、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきます。

今後も早期の収益回復、復配に向けまして経営努力を重ねて参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,040,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,932,000株 (自己株式1,633株を含む。)
- (3) 株主数 1,702名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日 本 軽 金 属 株 式 会 社	396,800 ^株	20.55 [%]
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	141,900	7.35
大 佐 古 幸 典	96,400	4.99
株 式 会 社 SBI 証 券	78,840	4.08
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	47,000	2.43
乾 汽 船 株 式 会 社	40,600	2.10
兼 子 孝 純	32,400	1.67
楽 天 証 券 株 式 会 社	31,800	1.64
龍 水 崇 夫	30,500	1.58
株 式 会 社 辰 巳 商 会	30,000	1.55

(注) 持株比率は、自己株式 (1,633株) を控除して算出し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐野展雄	全般 内航営業部担当	
常務取締役	木原豊	総務部長兼経理部長 内部統制室長	T.S. Central Shipping Co., Ltd.取締役社長
取締役	清崎哲也	海務部長 内航タンカー安全管理室長	大四マリン株式会社代表取締役社長
取締役	川名勉	外航営業部長	
取締役	岡本泰憲		日本軽金属ホールディングス株式会社取締役 日本軽金属株式会社取締役副社長執行役員 東洋アルミニウム株式会社取締役
取締役	田中俊和		日本軽金属ホールディングス株式会社取締役 日本軽金属株式会社取締役常務執行役員
取締役	玉井裕		新神戸ドック株式会社代表取締役社長
常勤監査役	後藤光良		
監査役	山口修司		弁護士法人岡部・山口法律事務所代表弁護士 ザインエレクトロニクス株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社住友倉庫社外取締役
監査役	宮尾克己		宮尾公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち岡本泰憲氏、田中俊和氏及び玉井 裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役宮尾克己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役玉井 裕氏及び監査役宮尾克己氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 2020年7月29日開催の定時株主総会において、後藤光良氏が常勤監査役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 朝日 格氏は、2020年7月29日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により常勤監査役を退任いたしました。
7. 重要な兼職の状況は、2021年3月31日現在の役職を記載しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2007年6月28日開催の第98回定時株主総会において、取締役の報酬総額を150,000千円(年額)、監査役の報酬総額を50,000千円(年額)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役は2名)、監査役の員数は4名(全員社外監査役)でした。

② 取締役及び監査役の報酬等の決定方針等の概要

・取締役の報酬等の決定の基本方針

取締役の個別の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、原則として、固定報酬としての「基本報酬」と「業績連動報酬」により構成されるものとしております。なお、現在のところ株式報酬等の非金銭報酬の交付は考えておりません。

・取締役の個人別の基本報酬の決定方針の概要

取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬として支給されるものとし、第98回定時株主総会において決議された取締役の報酬総額内で、役職位毎の職責に応じて、他社水準・当社の業績・従業員給与の水準等を総合的に勘案のうえ審議された額を、取締役会の授権を受けた代表取締役社長 佐野展雄が承認し、決定するものとしております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を最も熟知しており、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためです。

・監査役の報酬の決定方針

監査役の個人別の報酬は、月例の固定報酬と業績連動報酬等により構成され、固定報酬は第98回定時株主総会において決議された監査役の報酬総額内で、監査役の協議によって決定しております。

③ 取締役及び監査役の業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績連動報酬は、従業員に会社の事業成果等を反映した賞与が支給された場合に、その支給率と同率で算出された額を賞与として支給することとしており、第98回定時株主総会において決議された取締役の報酬総額内で取締役会の決議により支給総額が決定し、基本報酬同様、代表取締役社長 佐野展雄が上記支給率に基づく配分額を承認し、決定するものとしております。

また、監査役の業績連動報酬は、取締役の業績連動報酬の支給率と同率で算出された額を賞与として支給することとしており、第98回定時株主総会において決議された監査役の報酬総額内で監査役の協議によって決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬額の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	55,960千円 (5,400千円)	55,960千円 (5,400千円)	－ (－)	7人 (3人)
監査役 (全員社外監査役)	16,250千円	16,250千円	－	4人

(注) 1. 上記には、2020年7月29日をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

2. 上記報酬額等のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、1,950千円であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に、当社に対し賠償責任を負う場合において、その職務を行うことにつき善意でありかつ重要な過失がなかったときは、取締役及び監査役のいずれも金400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する旨の契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者は、主要な業務執行者である当社及び子会社の取締役・監査役です。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
社外取締役	岡本泰憲	日本軽金属ホールディングス株式会社	取締役
		日本軽金属株式会社	取締役副社長執行役員
		東洋アルミニウム株式会社	取締役
	田中俊和	日本軽金属ホールディングス株式会社	取締役
		日本軽金属株式会社	取締役常務執行役員
	玉井裕	新神戸ドック株式会社	代表取締役社長
社外監査役	山口修司	弁護士法人岡部・山口法律事務所	代表弁護士
		ザインエレクトロニクス株式会社	社外取締役（監査等委員）
		株式会社住友倉庫	社外取締役
	宮尾克己	宮尾公認会計士事務所	所長

- (注) 1. 日本軽金属株式会社は、当社との間に水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。
2. その他の兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
3. 兼職の内容は、2021年3月31日現在の役職を記載しております。

当事業年度における社外役員の名活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡本 泰憲	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し（出席率100%）、企業経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に、議案・審議等につき有用な発言を適宜行い、社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に果たしております。
	田中 俊和	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し（出席率100%）、企業経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に、議案・審議等につき有用な発言を適宜行い、社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に果たしております。
	玉井 裕	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し（出席率100%）、船舶修繕業の経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に、議案・審議等につき有用な発言を適宜行い、経営における重要事項の決定や業務執行の監督機能を適切に果たしております。
社外監査役	後藤 光良	就任後開催の取締役会6回・監査役会4回全てに出席し（出席率100%）、監査役会においては議長として監査役会の運営にあたるほか、取締役会においては常勤監査役の立場で、議案・審議に必要な発言を行っております。また経営会議、内部統制委員会および水曜会（部長会）にも助言の立場で出席しているほか、会計監査にも立ち会っており、経営の監督機能を適切に果たしております。
	山口 修司	当事業年度に開催された取締役会11回・監査役会8回全てに出席し（出席率100%）、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコンプライアンス体制の構築・維持につき有用な発言を行い、経営の監督機能を適切に果たしております。
	宮尾 克己	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し（出席率100%）、また監査役会8回ほぼ全てに出席し（出席率87.5%）、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、議案・審議等につき有用な発言を行い、経営の監督機能を適切に果たしております。

社外役員に対する報酬等

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	7人	21,650千円

- (注) 1. 上記には、2020年7月29日をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
 2. 当事業年度における社外役員の報酬等は、基本報酬のみ支給しております。
 3. 上記報酬額等のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、1,950千円であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称：EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び監査報酬の推移等について確認し、当事業年度の監査項目別監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人であることにつき支障があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることを監査役会に請求し、監査役会はその内容を判断したうえで、株主総会に提出する議案を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様を始め、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理規程、行動規範及びその運用体制を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組み、また、金融商品取引法及び会社法に基づく内部統制マニュアルを作成するなど内部統制システムの充実に努めております。

なお、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行うものとしております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、グループ・リスク管理規則を制定しており、代表取締役社長の下に当社グループ全体のリスク管理体制の整備を行います。
- ② 代表取締役社長直属の部署として内部統制室を設置し、当社グループ全体のリスク管理活動を統括いたします。また、内部統制室は、定期的に内部監査を実施し、発見または認識された不備・リスクについては、内部統制マニュアルの規定に従い是正・報告を実施いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、法定の取締役会ほか随時、常勤役員で構成する経営会議を開催し、各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

- ② 取締役会・経営会議への付議議案につきましては、取締役会議案付議基準、取締役会・経営会議運用規則に則り提出され、取締役会・経営会議における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料については事前に全役員に配布され、各取締役が取締役会・経営会議に先立ち十分な準備ができる体制をとっております。また、金融商品取引法及び会社法上の内部統制体制を整備するため「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。
- ③ 日常の職務執行に際しては、組織規程・職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各職階の責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとるものとしております。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長の下、経営理念、倫理規程を制定・施行するとともにそのしおりを作成し各自携帯することを求めました。また、従業員が法令・定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度として「内部通報規程」を制定しております。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務の適正につきましては、業務執行の状況について、経理部、総務部、内部統制室等の各担当部・室が当社規程に準じて評価及び監査を行うものいたします。
- ② 子会社に当社役職員を配置し、当社が子会社の業務の適正を監視し、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の経営会議及び取締役会に報告できる体制としております。
- ③ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については事前協議を行い、子会社の役職員の効率的な職務執行を確保いたします。
- ④ 当社は、当社取締役が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制をとっております。また、当社グループの全役職員が準拠すべき行動規範として倫理規程を制定し、周知徹底を図っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

(8) 前号の使用人の取締役から独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
- ② 監査役職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係わる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。
- ③ 監査役からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該指示の内容等につき監査役に対し守秘義務を負うものといたします。

(9) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - I. 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
 - II. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。
 - イ. 当社の内部統制のシステムの整備に係わる部門の活動状況
 - ロ. 当社の子会社及び関係会社の監査役の活動状況
 - ハ. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ニ. 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ホ. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ヘ. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- ② 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - I. 子会社の役員及び使用人等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をするものといたします。
 - II. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した者は、速やかに当社監査役に報告をするものといたします。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社が制定、運用する内部通報規程に基づき、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利に取扱うことを禁止し、その旨を当社グループ全役職に周知徹底いたします。

(11) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職務に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われたことを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。
- ② 監査役、内部統制室及び会計監査人は、必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
- ③ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ④ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果を監査役に報告することとしております。

(13) 反社会的勢力排除にむけた体制整備

- ① 当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する為に、当社取締役並びに従業員が遵守すべき行動規範を含む倫理規程を制定・施行し、この行動規範の取締役並びに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除しております。
- ② 反社会的勢力に対する対応につきましては、総務部長が責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備しております。
- ③ 取締役及び従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

① 内部監査の実施について

金融商品取引法および会社法上の内部統制体制を整備するため、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。また、当社は内部統制室を設置しており、内部統制室長は年間の内部監査計画を策定し、3ヶ月に1回各部署毎（子会社については年1回）に内部監査を実施しております。具体的には、各部署で作成された「業務手順書」の中から業務をピックアップし、その付随書類及び部署内でのチェックシステムの監査並びにコンプライアンスやリスク管理状況のほか効率性についても監査・評価を行い、その内容を内部統制委員会へ報告、内部統制委員長は取締役会及び監査役会へ報告しております。

② 監査役監査の実効性の確保について

監査役全員は取締役会に出席しており、常勤監査役は、経営会議、水曜会（幹部会議）などの重要な会議に出席し、適切な意見・助言を行っております。また、監査役会は法令に基づく会計監査人からの通知事項のほか、意見交換や監査実施状況及び四半期レビュー結果報告等を通じて、会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。そのほか、定期的に代表取締役社長、内部監査部門とのミーティングを実施しており、監査の実効性向上に努めております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,175,541	流動負債	2,268,778
現金及び預金	491,311	海運業未払金	165,543
海運業未収金	160,038	短期借入金※2	747,500
貯蔵品	232,522	一年内返済予定の長期借入金※2※4	1,161,024
その他流動資産	291,669	未払法人税等	2,805
固定資産	9,678,426	前受金	42,279
有形固定資産	8,227,292	賞与引当金	26,695
船 舶※1※3	7,839,209	その他流動負債	122,929
建 物※1※3	204,369	固定負債	3,957,674
器具及び備品※3	6,507	長期借入金※2※4	2,907,291
土 地※1	167,469	繰延税金負債	698,398
その他有形固定資産※1※3	9,736	特別修繕引当金	140,164
無形固定資産	1,686	退職給付に係る負債	56,077
投資その他の資産	1,449,447	長期未払金	38,700
投資有価証券※1	714,041	資産除去債務	13,814
退職給付に係る資産	70,641	その他固定負債	103,228
繰延税金資産	573,734	負債合計	6,226,452
その他長期資産	91,030	(純資産の部)	
		株主資本	4,238,272
		資 本 金	702,000
		資 本 剰 余 金	322,052
		利 益 剰 余 金	3,216,173
		自 己 株 式	△1,953
		その他の包括利益累計額	243,336
		その他有価証券評価差額金	243,336
		非支配株主持分	145,906
		純資産合計	4,627,515
資産合計	10,853,968	負債・純資産合計	10,853,968

※ 連結注記表における関連する注記番号を示している。

連結株主資本等変動計算書 (自2020年4月1日
至2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	702,000	322,052	3,299,947	△1,902	4,322,097
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	△83,774	—	△83,774
自己株式の取得	—	—	—	△50	△50
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△83,774	△50	△83,825
当 期 末 残 高	702,000	322,052	3,216,173	△1,953	4,238,272

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	117,365	117,365	140,019	4,579,483
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	—	△83,774
自己株式の取得	—	—	—	△50
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	125,970	125,970	5,887	131,857
当 期 変 動 額 合 計	125,970	125,970	5,887	48,032
当 期 末 残 高	243,336	243,336	145,906	4,627,515

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 成田 智弘 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菅 沼 淳 ㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、玉井商船株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、玉井商船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において継続して営業損失・経常損失を計上している。また、返済期日が1年内の借入金(1,908,524千円)は手元資金(491,311千円)に比して多額となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,841,680	流動負債	1,377,621
現金及び預金	312,624	海運業未払金※4	288,442
海運業未収金※4	157,419	短期借入金※1※4	897,500
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	184,444	一年内返済予定の長期借入金※1	95,284
立替金※4	759,917	未払費用	9,733
貯蔵品	156,176	未払法人税等	145
繰延及び前払費用	64,574	前受金	38,925
代理店債権	73,522	預り金	8,379
その他流動資産※4	133,002	代理店債務	19,996
固定資産	3,698,037	賞与引当金	12,744
有形固定資産	1,655,937	その他流動負債	6,470
船舶※1※2	1,611,970	固定負債	1,733,965
建物※1※2	23,331	長期借入金※1	1,569,327
器具及び備品※2	1,834	繰延税金負債	123,488
土地※1	18,206	長期未払金	38,700
その他有形固定資産※2	594	その他固定負債	2,449
無形固定資産	308	負債合計	3,111,586
投資その他の資産	2,041,790	(純資産の部)	
投資有価証券※1	416,575	株主資本	2,211,548
関係会社株式	238,885	資本金	702,000
出資金	880	資本剰余金	114
関係会社長期貸付金	1,227,286	資本準備金	114
前払年金費用	70,641	利益剰余金	1,511,386
その他長期資産	87,522	利益準備金	140,684
		その他利益剰余金	1,370,702
		固定資産圧縮積立金	11,641
		別途積立金	1,900,000
		繰越利益剰余金	△540,938
		自己株式	△1,953
		評価・換算差額等	216,582
		その他有価証券評価差額金	216,582
資産合計	5,539,717	純資産合計	2,428,131
		負債・純資産合計	5,539,717

※ 個別注記表における関連する注記番号を示している。

損益計算書

(自2020年4月1日
至2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
海運業収益	3,142,958	4,454,806
運賃の他海運業収益	1,224,304	
海運船借の他の海運業収益	87,542	
海運船借の他の海運業費用	1,498,856	4,407,070
海運船借の他の海運業費用	172,112	
海運船借の他の海運業費用	2,713,525	
海運船借の他の海運業費用	22,576	47,735
海運船借の他の海運業費用		16,318
海運船借の他の海運業費用		5,023
海運船借の他の海運業費用		11,294
海運船借の他の海運業費用		59,030
海運船借の他の海運業費用		389,255
海運船借の他の海運業費用		△330,225
海運船借の他の海運業費用		127,780
海運船借の他の海運業費用	19,192	
海運船借の他の海運業費用	17,492	
海運船借の他の海運業費用	13,190	
海運船借の他の海運業費用	65,880	
海運船借の他の海運業費用	12,025	
海運船借の他の海運業費用	20,966	70,215
海運船借の他の海運業費用	49,089	
海運船借の他の海運業費用	159	
海運船借の他の海運業費用		△272,660
海運船借の他の海運業費用	289,722	292,767
海運船借の他の海運業費用	3,045	
海運船借の他の海運業費用	1,600	1,600
海運船借の他の海運業費用		18,507
海運船借の他の海運業費用	290	8,049
海運船借の他の海運業費用	7,759	
海運船借の他の海運業費用		10,458

株主資本等変動計算書 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金
当 期 首 残 高	702,000	114	114	140,684	12,227
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△586
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△586
当 期 末 残 高	702,000	114	114	140,684	11,641

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,900,000	△551,983	1,500,928	△1,902	2,201,140
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩	—	586	—	—	—
当 期 純 利 益	—	10,458	10,458	—	10,458
自己株式の取得	—	—	—	△50	△50
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	11,045	10,458	△50	10,407
当 期 末 残 高	1,900,000	△540,938	1,511,386	△1,953	2,211,548

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	108,509	108,509	2,309,650
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	10,458
自己株式の取得	—	—	△50
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	108,073	108,073	108,073
当期変動額合計	108,073	108,073	118,480
当期末残高	216,582	216,582	2,428,131

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 成田 智弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菅 沼 淳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、玉井商船株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において継続して営業損失・経常損失を計上している。また、返済期日が1年内の借入金（992,784千円）及び返済期日が1年内の子会社借入金の債務保証額（1,065,740千円）は手元資金（312,624千円）に比して多額となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

玉井商船株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

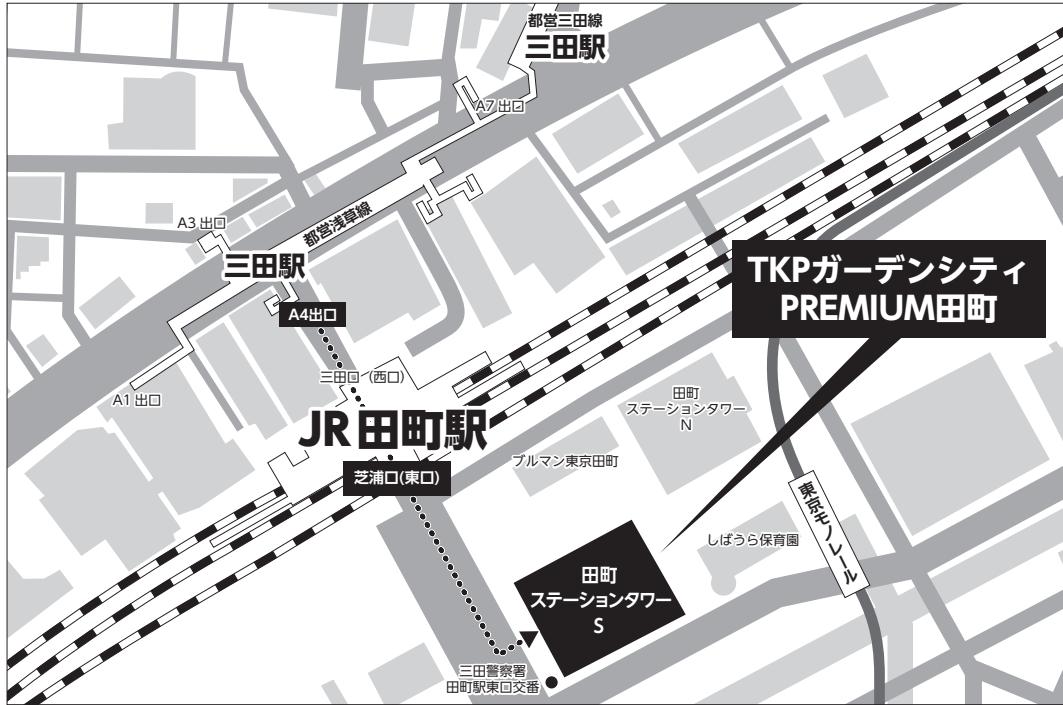
後 藤 光 良 ㊟

山 口 修 司 ㊟

宮 尾 克 己 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



- JR山手線・京浜東北線 田町駅徒歩1分 (東口)
- 都営地下鉄浅草線・三田線 三田駅徒歩5分 (A4出口)

会場 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS
4階 「ホール4C」
TKPガーデンシティPREMIUM田町
電話 03-5439-6119 (当日のみ)